特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準

次のいずれかのケースに該当する場合には、正当な理由があるものとして取扱うものと し、減算の対象外となります。

- 1. 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等の各サービス 事業所の開設法人数が5未満である場合
- 2. 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合
- 3. 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画(以下、「ケアプラン」という。) 件数が20件以下である場合
- 4. サービスごとに計算した場合に、対象サービスを位置付けているケアプラン件数が、 判定期間の1月当たりの平均で10件以下である場合
- 5. ケアプラン作成時点で次の各条件のいずれかに該当するケアプランを除いて再計算 した場合に、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%以下になる 場合
 - ア 訪問介護サービスに関して、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ通院等乗降介助について位置付けがあるケアプラン
 - イ 訪問介護サービスに関して、早朝・夜間・深夜のサービスを行うことについて運営規程に定めている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ早朝・夜間・深夜のサービスを行う必要性が位置付けられているケアプラン
- 6.5のア、イ及び7のア、イの各条件に該当する利用者以外の利用者に対し、別添のガイドライン(事業所の比較検討に関する利用者説明ガイドライン)に従い、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において当該種類のサービスを行っている事業所のうち、異なる法人が開設する5以上の事業所を比較検討できるよう、事業所の一覧表、パンフレット等を使用して十分説明を行い、利用者の希望及び当該事業所を選択した理由の確認を文書で得ている場合
- 7. ケアプラン作成時点で次の各条件のいずれかに該当するケアプランを除いて再計算 した場合に、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%以下になる 場合
- ア 市町村又は区役所(政令指定都市の場合)から、ケアプラン作成と居宅サービス(訪問介護、通所介護、特定福祉用具貸与、地域密着型通所介護)を同一法人の事業所で実施するよう依頼があった利用者のケアプラン
- イ 判定期間中に、他の居宅介護支援事業所の閉鎖等により引き受けざるを得なくなった利用者のケアプラン